

松本協立病院は厚生労働省指定の「基幹型臨床研修病院」です

平成 16 年度より新しい医師臨床研修制度がはじまり、医師免許を取得した医師は基本的な診療能力を習得するため、厚生労働省から指定された臨床研修病院で2年間の研修を行うことが義務付けられています。

当院では指導医の監督のもとに、研修医が外来・病棟などで診療を行っております。研修医が臨床経験を積むために患者様の診察をさせていただく場合がございますが、上記主旨をご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い致します。

松本協立病院
院長 佐野 達夫

医師臨床研修の基本理念

臨床研修は、医師が、医師としての人格を涵養、将来専門とする分野にかかわらず、医学及び医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身に付けることのできるものでなければならない

松本協立病院臨床研修病院群研修プログラムの理念

当プログラムは、医師としての人格を涵養し、医学・医療の社会的ニーズを認識しつつ、日常診療で頻繁に遭遇する病気や病態に対応するため全ての臨床研修医に求められるプライマリケアの知識・技能・態度を身につけることを目的とする。

同時に、患者のみならず地域に暮らす住民・チーム医療のパートナーとしての co-medical と民主的な協力・共同ができ、安全で質の高い医療を提供できる能力を養うと共に、プライマリケアから高度専門医療まで一貫した診療、ならびに他医療機関と連携した医療を提供する中で、医師の果たすべき社会的役割について学ぶことを目的とする。

2019年7月18日
松本協立病院
研修プログラム責任者
上島 邦彦

